

令和3年度第2回佐渡市地域包括支援センター運営協議会（書面会議）

会議資料概要説明

以下の内容についてご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

1. 議題

(1) 令和3年度佐渡市地域包括支援センターの設置・運営状況等について

…資料 No. 1・2 参照

- ・資料 No 1 は令和3年度の業務委託先、設置場所、圏域等です。佐渡西地域包括支援センターの職員数は令和3年4月時点では8名でしたが、途中1名が退職したため、現在は7名です。令和4年度は8名の予定です。
裏面は令和3年12月末時点の圏域別高齢者の現状と介護保険事業所等の状況です。
- ・資料 No. 2 の1～7ページは令和3年度の運営の概況および地域包括支援センターの基本業務等についての状況です。4月1日から12月31日までの業務報告より集計した実績をグラフにしています。
- ・8～9ページは令和3年度の課題についての取組みの状況と令和4年度にむけた課題です。10～11ページは各地域包括支援センター別重点目標と取組み状況です。

(2) 地域包括支援センター事業評価について … 資料 No. 3 参照

- ・全国で統一して用いる「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化」の評価指標を用いて実施した事業評価です。全国平均との比較のために令和2年度のものになります。地域包括支援センターは全項目で「実施している」となっています。

(3) 令和4年度佐渡市地域包括支援センターの運営について

①佐渡市地域包括支援センターの運営方針について … 資料 No. 4

- ・令和4年度佐渡市地域包括支援センターの運営方針（案）です。
介護保険法第115条の47に基づき策定しています。

②令和4年度佐渡市地域包括支援センターの事業計画（案）および予算（案）について …資料 No 5 参照

- ・各地域包括支援センターの事業計画と会議・研修計画です。
地域包括支援センターの基本業務（総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント）に加え、地域の課題解決

の把握や解決に向けて関係機関のネットワークの構築に努めます。

- ・委託先別の令和4年度の予算書（案）です。

(4) 介護予防支援業務の委託について …資料 No 6 参照

- ・介護予防支援事業では、介護予防マネジメント及び介護予防支援を行っていません。介護予防のケアプラン作成の委託にあたっては、利用者への十分な説明と意向を踏まえながら、中立性および公正性の確保を図ること、また地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないとされています。
- ・2頁は介護予防支援事業を委託した居宅介護支援事業所の一覧と数です。7月に書面会議で開催した第1回運営協議会の後の委託先の一覧になります。現状としましては、要介護から要支援に介護認定が変わっても、ご利用様が継続して担当をしてほしいと等の希望により、引き続き居宅介護支援事業所をお願いをしております。

(5) その他

- ・令和3年4月より佐渡市高齢福祉課地域包括ケア推進室に包括支援係が設置され、各地域包括支援センターの後方支援と「みんなのふくし総合相談窓口」として、世代を超えた相談を受け付けています。
- ・4月から12月までの相談件数は実272件、延549件で、約8割が65歳以上の高齢者に関する相談でした。相談内容は介護に関するものが一番多く、次に障がいや生活困窮の相談でした。

2. その他

- ・令和3年度からは年2回の地域包括支援センター運営協議会を開催しております。
- ・令和4年度第1回地域包括支援センター運営協議会は、令和4年7月に開催予定です。内容は令和3年度の実績報告、決算、委託等についての協議になります。
- ・運営協議会の委員の皆様の任期は令和3年12月1日から令和5年11月30日までの2年間です。ご協力よろしく申し上げます。